

阿久根市訓令第13号

阿久根市電子契約実施規程を次のように定める。

令和8年10月1日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市電子契約実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市における電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び市の契約の相手方の指示を受けて、サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (4) 電子契約 契約のうち法令等に定める措置を講じた電磁的記録により契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）を作成するものをいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) 承認者 契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、次に掲げるものを除き、市が締結する電子契約に利用するものとする。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
(承認者の設置)

第4条 財政課に承認者を置き、財政課長をもって充てる。ただし、財政課長が不在のときは、阿久根市事務決裁規程（平成11年阿久根市訓令第3号）第6条に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、各課等において電子契約を行う場合は、各課等に承認者を置き、所属長をもって充てる。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用管理のために、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、財政課長をもって充てる。

- 2 管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理するために必要な事務
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的に運用するために必要な事務
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事務
(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、電子契約サービスが利用できる者（以下「職員」という。）に貸与する。ただし、設定できるアカウントは、管理者があらかじめ定めた市のドメインのメールアドレスに限るものとする。

- 2 職員は、アカウントを適正に取り扱わなければならない。

- 3 アカウントの変更は、原則として管理者が行うものとする。

- 4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、職員が行うものとする。

- 5 職員は、前項のパスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

- 6 職員が電子契約サービスへアクセスするときは、管理者が許可し

たグローバル I P アドレスから接続しなければならない。

（事故報告）

第 7 条 職員は、パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

（相手方の意思確認等）

第 8 条 市長は、契約の相手方から提出された電子契約利用申出書（別記様式）により、電子契約を利用した契約締結の意思確認及び相手方への送信先を確認するものとする。

（電子契約の保存）

第 9 条 電子契約データは、市長が定める方法により、適切に保存し、管理しなければならない。

（契約内容の修正）

第 10 条 契約内容に修正（誤字、語句の修正又は条文の削除等をいう。以下同じ。）が生じた場合は、新たな契約書一式及び修正の内容等を記載した契約書一式を電子契約サービスにアップロードし、電子契約による手続を行うものとする。この場合において、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続するものとする。

（変更契約）

第 11 条 契約内容に変更が生じた場合は、変更契約書について電子契約による手続を行うものとする。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続するものとする。

（国等との電子契約）

第 12 条 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）と電子契約を締結する場合においては、この規程で定める契約方法にかかわらず、国等が定める利用方法等により電子契約を締結することができる。

2 前項の場合において、電子署名を行う者は、第 4 条に規定する承認者を充てるものとする。

（その他）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別記様式（第8条関係）

（表面）

年 月 日

（宛先）阿久根市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

電子契約利用申出書

次の案件に係る契約については、阿久根市が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約案件名

--

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

【担当者】※不在の場合は、斜線を記入してください。

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記入してください。

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

(裏面)

- 1 この申出書は、契約ごとに1部提出してください。
- 2 メールアドレスは、事業所から割り当てられた業務上又は事業用のメールアドレスを記入してください。
- 3 最終確認者は、必ずしも代表者である必要はなく、電子契約締結の最終的な承認者を記入してください。
- 4 担当者の記入がない場合又は担当者と最終確認者が同一のメールアドレスを記入した場合は、担当者を省略するものとみなします。
- 5 担当者を複数設定する場合は、担当者欄を複写し、記入してください。原則として記載順のとおり承認していただきます。
- 6 建設工事請負契約においては、建設業法第19条第3項の規定により、書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。